

議案第 25 号

基山町森林環境譲与税基金条例の制定について

基山町森林環境譲与税基金条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 基山町における森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境譲与税を原資として、基山町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算をもって定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 町長は、基金の目的を達成するために必要があると認めるときは、その財源に充てるため基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）が公布されたことに伴い、森林環境譲与税を基金として積み立て、適正に管理し、及び運用するため、基山町森林環境譲与税基金条例を制定する必要がある。

令和元年9月13日原案可決